

# 説明責任・透明性の確保について

- 独立行政法人では、事業の公共性に加え、国からの出資や運営費交付金の受入れに応じた説明責任が求められ、一方、医療法人においては、事業の公共性を踏まえ、一定の説明責任が求められている。
- 新法人は、自律的かつ効率的な法人運営を行うこととなるが、国からの出資を受けて事業を行うこと、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として事後評価を重視することとした場合には、政策目的の実施状況や、医療事業の公共性に着目した情報公開を行うことで、説明責任を果たすこととしてはどうか。

(※なお、法律上の措置として、地域医療機能推進機構は病院等の運営にあたり、地域の実情に応じた運営に努めるため、協議会を開催するなどして患者等の利用者の意見を聴くこととされている。)

## 【国立病院機構(主なもの)】

## 【新法人の方向性(案)】

### 事業に関するもの

- ① 事業計画
- ② 事業報告書
- ③ 評価結果
- ④ 契約・調達情報 等

### 財務に関するもの

- ① 財務諸表(施設別財務書類)
- ② 監事及び監査法人の監査報告書 等

### その他

- ① 役員報酬の基準
- ② 職員給与の基準 等

### 政策目的の 実施状況

- 国に報告・法人が公表  
⇒事業計画、事業報告書、  
評価結果

### 医療事業の 公共性

- 医療法上で主務官庁に  
報告することや、公表が義務  
づけられているものは、新法  
人においても誠実に実施  
⇒事業報告書、医療機能情  
報、財務諸表、監査報告書
- その他公表すべき事項  
⇒契約・調達情報、役職員の  
給与等の基準

公表に当たっては、アカウントビリティと効率性を重視